

感染症健康危機対策班活動要領

1. 目的

この要領は、感染症（腸管出血性大腸菌感染症等の飲食に起因する感染症を除く。以下同じ。）及びその疑いによる健康危機が生じた際に、千葉市健康危機管理対策本部等設置要綱に基づき、千葉市健康危機管理警戒本部（以下「警戒本部」という）及び千葉市健康危機管理対策本部（以下「対策本部」という）内に感染症健康危機対策班（以下「対策班」という。）を設置し、原因究明や健康被害の拡大防止等の対策に万全を期することを目的とする。

2. 設置基準

- (1) 対策班は、健康危機管理基本指針に定める感染症による健康危機レベル2の事案発生に際して設置される警戒本部及びレベル3の事案発生に際して設置される対策本部内に設置する。なお、新型インフルエンザ等発生時には、千葉市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱第2条に基づき、千葉市新型インフルエンザ等対策本部を設置し対応することとする。
- (2) 健康危機レベルごとの健康被害の発生例については別表1に示す。

3. 組織体制

- (1) 対策班は、班長、副班長及び感染症による健康危機に関係する課（以下、「関係課」という。）により組織する。対策班の構成及び業務分担は、別表2のとおりとし、健康危機の状況に応じて、関係課以外の庁内他部局に協力を要請することができる。
- (2) 対策班の班長は医療衛生部長、副班長は保健所長及び環境保健研究所長とする。
- (3) 対策班の総務は、健康危機管理課が担当する。
- (4) 対策班には、対策班会議及び原因究明委員会を設置する。
- (5) 上記に定めた以外の医療衛生部職員も、必要に応じ対策班に協力するものとする。

4. 業務

- (1) 対策班の所掌する業務は次のとおりとする。
 - ア 健康被害の原因究明
 - イ 健康被害の拡大防止
 - ウ 庁内外関係機関との連絡調整
 - エ 市民への情報提供
- (2) 保健所内及び環境保健研究所内の業務分担については、必要に応じて各所長の判断により調整を行う。

5. 対策班会議

- (1) 対策班班長は、副班長及び必要に応じた関係課の所属長を招集して対策班会議を開催し、対策の基本方針を決定する。
- (2) 対策班班長は、必要に応じて関係課以外の者を会議に出席させ、意見や説明を求められることができる。
- (3) 対策班会議の庶務は、健康危機管理課において行う。

6. 原因究明委員会

- (1) 対策班班長は、健康被害の原因究明のため、原因究明委員会を設置する。

- (2) 委員長を保健所長、副委員長を環境保健研究所長とし、委員は、対策班班長が関係課の所属長の中から指名する。また、必要に応じて外部機関の専門家等に委員への就任を依頼できる。
 - (3) 委員長は会務を統括し、副委員長は委員長を補佐する。
 - (4) 委員長は、委員の指定する者を代理として、委員会に出席させることができる。
 - (5) 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席及び意見を求めることができる。
 - (6) 原因究明委員会の庶務は、健康危機管理課において行う。
7. 夜間休日の緊急連絡体制
夜間休日の連絡体制は、年度ごとに別途定めるものとする。
8. 内容の見直し
この要領は、運用を通じて、機動的に内容を見直すものとする。

附 則

この要領は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

別表 1

健康危機レベルごとの健康被害の発生例

健康危機 レベル	健康被害の発生例
レベル 1	<p>①重篤な症状を伴うが、周辺への影響拡大が想定されない複数発生例 例) 施設内でのインフルエンザによる重症者等の複数発生、感染性胃腸炎の集団発生、薬剤耐性菌の院内感染など</p> <p>②法令に基づく措置、命令等が必要であるが、周辺への影響拡大が想定されない発生例 例) 腸管出血性大腸菌 (EHEC) 感染症の散発例、麻しん (接触者が特定されるもの)、結核の単一集団内での集団発生例など</p>
レベル 2	<p>①周囲へ影響が拡大する (拡大のおそれがある場合を含む。) 複数・集団発生例 例) 麻しん (不特定多数の接触者があるもの) など</p> <p>②重篤な症状を伴う広域的な散発例 例) EHEC 感染症の重症散発例など</p> <p>③国内での発生が稀であり、重篤な症状を伴う (伴うおそれがあるものを含む) もの、発生時点では周辺への影響拡大が想定されない発生例 例) 一類感染症、二類感染症 (結核を除く。鳥インフルエンザ (H5N1 又は H7N9) 等)、狂犬病等のうち国内での感染拡大のおそれがないもの</p>
レベル 3	<p>①重篤な症状を伴う大規模集団発生例</p> <p>②国内で発生が稀であり、国際的に注目される、または全国的に社会的問題となる発生例 例) 一類類感染症、二類類感染症 (結核を除く。鳥インフルエンザ (H5N1 又は H7N9) 等)、狂犬病等のうち、国内での感染拡大 (拡大のおそれがある場合を含む。) があるもの、新型インフルエンザ等、新興感染症など</p>

別表 2

感染症健康危機対策班の構成及び業務分担

○班長 医療衛生部長

○副班長 保健所長・環境保健研究所長

	関係課	分担	業務内容
本 庁	健康危機管理課	総務・対策本部担当	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対策班（対策班会議、原因究明委員会）の運営に関する事 2. 対策班内の連絡調整に関する事 3. 関係行政機関（厚生労働省、県等）及び関係団体、関係機関との連絡調整及び協力要請に関する事 4. 広域消毒の実施に係る連絡調整に関する事 5. 市民への広報に関する事 6. 警戒本部、対策本部及び健康危機管理連絡会議の設置に関する事 7. 健康危機の状況に応じた庁内関係部局との連絡調整及び協力要請に関する事
	医療政策課	医療担当	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医師会、薬剤師会、医療機関、消防との連絡調整及び協力要請に関する事 2. 医療衛生部内の連絡調整に関する事
	生活衛生課	生活衛生担当	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食品衛生、環境衛生に関する事 2. 獣医師会との連絡調整及び協力要請に関する事 3. 広域消毒の実施に関する事
	保健福祉総務課	連絡調整担当	1. 保健福祉局内の連絡調整に関する事
	地域福祉課		1. 健康福祉部内の連絡調整に関する事
	高齢福祉課		1. 高齢障害部内の連絡調整に関する事
保 健 所	総務課	庶務担当	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庶務に関する事 2. 保健所内の連絡調整に関する事
	感染症対策課	調査・予防担当	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発生状況と発生原因の調査に関する事 2. 感染症法による発生届の受理及び報告に関する事 3. 二次感染の予防に関する事 4. 市民に対する相談窓口の設置に関する事 5. 消毒の実施に係る連絡調整に関する事
	食品安全課	食品・地方卸売市場・食鳥処理場担当	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食品に係る調査、その他食品衛生全般に関する事 2. 集団給食施設に関する事 3. 地方卸売市場・食鳥処理場に係る調査及び指導

			<p>に関すること</p> <p>4. 検査に係る協力に関すること</p>
	環境衛生課	環境担当	<p>1. 環境衛生に係る施設の調査及び対策指導に関すること</p> <p>2. 感染症対策課との協働体制に関すること</p> <p>3. その他環境衛生全般に関すること</p>
環境保健研究所	健康科学課	庶務・情報・検査担当	<p>1. 庶務に関すること</p> <p>2. 環境保健研究所内の連絡調整に関すること</p> <p>3. 千葉県感染症情報センター等による微生物に関連する情報の収集・解析及び発信に関すること</p> <p>4. 微生物学的検査に関すること</p> <p>5. 検体採取等、疫学調査への協力に関すること</p>
	動物保護指導センター	動物担当	<p>1. 動物由来感染症における動物取扱業に係る施設の調査及び指導に関すること</p> <p>2. 感染症対策課との協働体制に関すること</p>